

騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の騒音の規制に関する基準

区域	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日	
第1号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	午後7時から翌午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 デシベル以下	午後9時から翌午前6時まで	〃	制限なし	制限なし
第2号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	午後10時から翌午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 デシベル以下	〃	〃	制限なし	制限なし

特定建設作業の振動の規制に関する基準

区分	第1号区域	第2号区域
基準	特定建設作業の敷地境界線において75デシベル以下	
作業禁止時間	午後7時から翌午前7時まで	午後10時から翌午前6時まで
作業時間	1日 10時間以内	1日 14時間以内
作業期間	連続6日を越えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	